

ARIBの動き

第110回業務委員会が開催される

第110回業務委員会が開催されましたので、その概要をお知らせします。

- 1 日時 平成17年9月14日(水) 午後2時から4時10分まで
- 2 場所 当会第2会議室
- 3 議事概要

(1) 事務局から、次の事項について説明があった。

- ア 「デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会」の中間取りまとめ
- イ 字幕放送の普及(平成16年度の字幕放送等の実績)及び総務省からの依頼について
- ウ 平成17年8月28日～9月2日にフランスで開かれたGSC-10会合、GRSC-3会合及びGTSC-3会合の概要並びに採択された決議について(報告)
- エ アナログ周波数変更対策業務について、一般受信者向けの受信対策の状況、送信設備に係る給付業務の状況及び平成17年9月中に受信対策を開始する地域について(報告)
- オ 平成17年9月9日にアムステルダムで開かれたARIB/DVB会合の概要について(報告)

(2) その他

- ア 事務局から、最近の当会の活動状況について説明があった。
- イ 次回の業務委員会は、平成17年10月12日(水)午後2時から開催することとなった。

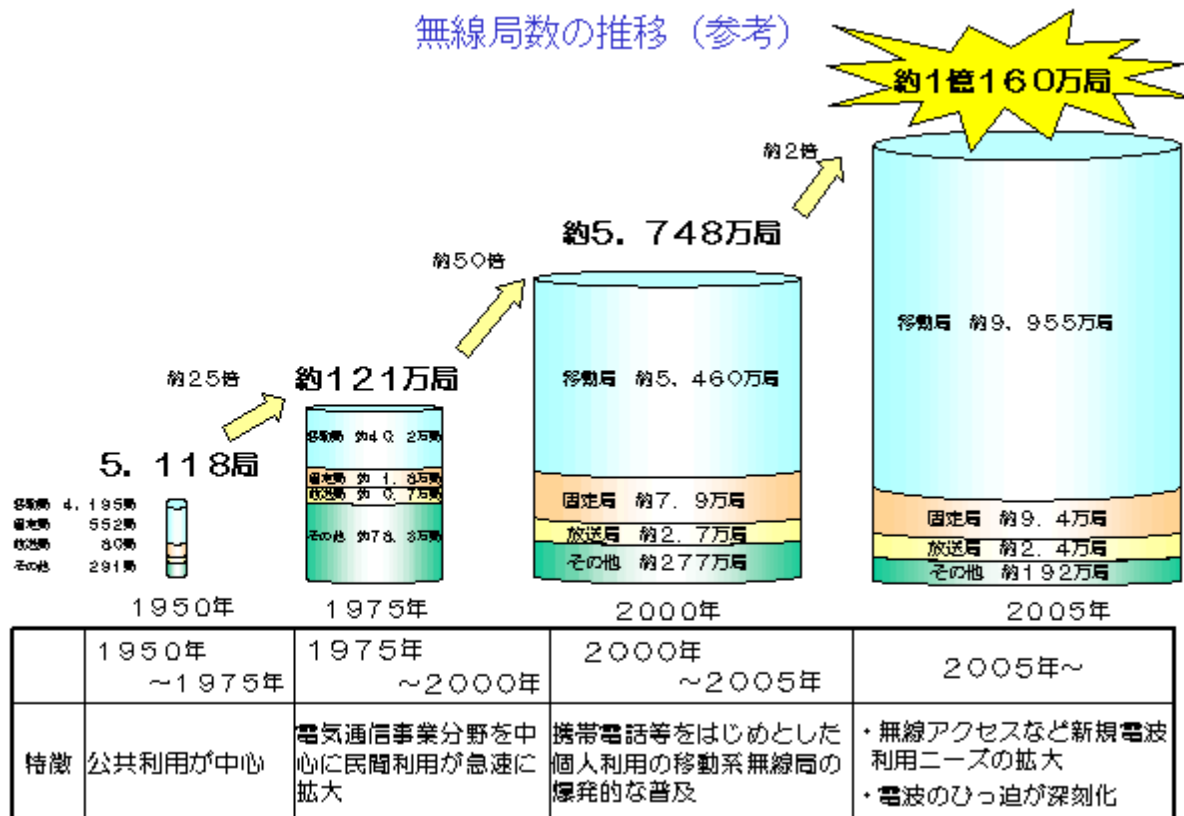
電気通信/放送  
行政の動き

免許を受けた無線局の数が全国で1億局を突破

総務省において、平成17年7月末現在の無線局数の統計データを集計した結果、免許を受けた無線局の数が全国で1億局を突破しましたので、お知らせします。

電波法制定（昭和25年6月1日施行）から50年以上が経過し、情報通信技術の発展や時代の流れとともに、電波は放送、携帯電話、無線LANなど様々な分野で活用され、国民生活や企業活動において不可欠な役割を果たしております。

今般、平成17年7月末現在の無線局数の統計データを集計した結果、免許を受けた無線局の数が全国で約1億160万局となり、1億局を突破しました。



総務省では、このように急速に増加する電波の需要に迅速に対応するため、電波の割当ての見直しや再配分を円滑に進めるための制度整備等に取り組んできました。

今後も、第4世代移動通信システム、ITS（高度道路交通システム）及び超高速無線LAN等、ワイヤレスブロードバンドの普及により、さらなる電波利用の拡大が予想されます。そのため、これらの動向を踏まえた電波の割当てを適切に行うとともに、電波資源の拡大に資する研究開発等にも取り組んでいきます。

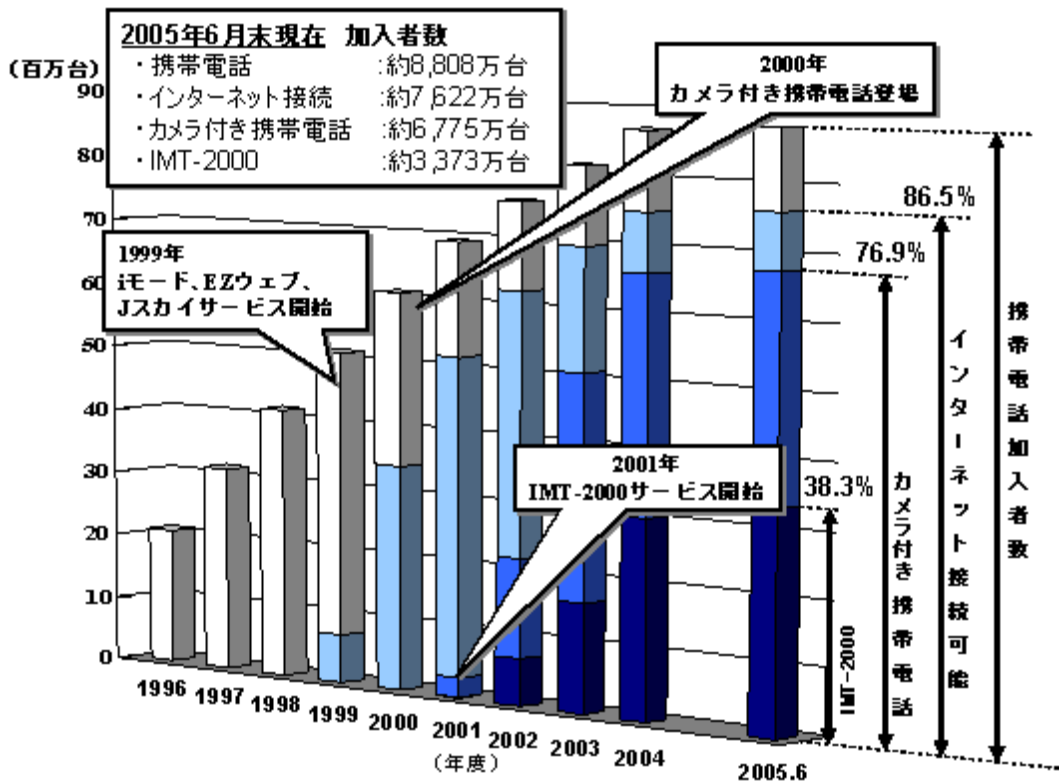
なお、詳細については、([http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050902\\_5.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050902_5.html))を参照して下さい。

**1.7GHz帯IMT-2000(FDD方式)及び2GHz帯IMT-2000(TDD方式)の  
技術基準案等の策定  
無線設備規則の一部を改正する省令案等に係る電波監理審議会への諮問**

総務省は、1.7GHz帯IMT-2000(FDD方式)及び2GHz帯IMT-2000(TDD方式)の技術基準等を定める無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）の一部を改正する省令案等（以下「改正省令案」といいます。）を、電波監理審議会へ諮問しました。

## 1 諮問の背景

第三代移動通信システム(IMT-2000)については、平成13年10月にW-CDMA方式が、平成14年4月にCDMA2000方式がそれぞれ導入され、既に加  
入者数は3,373万(平成17年6月末)となり、第2世代から第3世代への移  
行が進みつつあります。



総務省は、このように増大する移動通信需要に対応すべく、平成15年10月に公表した「周波数の再編方針」において、中期的(5年以内)には1.7GHz帯等を中心に、約330~340MHz幅の周波数を移動通信システム用として確保するよう再編することとしています。これを受けて、本年7月には、1.7GHz帯又は2GHz帯の周波数を使用する特定基地局の開設に関する指針等を決定したところです。

以上の状況を踏まえ、本件は、情報通信審議会が本年5月30日に一部答申した「1.7GHz帯におけるIMT-2000(FDD方式)の技術的条件」及び「2GHz帯におけるIMT-2000(TDD方式)の技術的条件」を受け、技術基準等に関して必要な関係規定の整備を行うものです。

## 2 改正省令案の概要

### (1) 無線設備規則

- ・ 1.7GHz帯IMT-2000(FDD方式)及び2GHz帯IMT-2000(TDD方式)の無線設備の技術基準等を規定。
- ・ 既存のIMT-2000(2GHz帯FDD方式及び800MHz帯FDD方式)の技術基準のパラメータを変更。

- ・ サービス品質の向上のため、PHSの技術基準を変更。

(2) 電波法施行規則

- ・ 包括免許の対象に、1.7GHz帯IMT-2000 (FDD方式) 及び2GHz帯IMT-2000 (TDD方式) の陸上移動局を追加。

(3) 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則

- ・ 技術基準適合証明を受けられる特定無線設備として、1.7GHz帯IMT-2000 (FDD方式) 及び2GHz帯IMT-2000 (TDD方式) を追加。

### 3 今後の予定

当該改正省令案については、別途、広く国民の皆様から意見募集を行った後、皆様から寄せられた意見及び電波監理審議会の答申を踏まえ、速やかに公布・施行する予定です。

なお、詳細については、([http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050914\\_1.html](http://www.soumu.go.jp/s-news/2005/050914_1.html))を参照して下さい。

## 欧州電気通信の動き

### CSA、パリ首都圏で4つのモバイル・テレビの同時テストを許可 【CSAコミュニケ,2005/09/13】

CSA (視聴覚最高評議会) は、9月13日、パリ首都圏における4つのコンソーシアムによるモバイル・テレビのテストを許可した。DVB-H及びT-DMBの両規格を使用し、期間は6~9カ月間。

許可の対象となるのは以下の4つのコンソーシアムによるテスト：

- ▽ TDF (電波施設管理) が主導するコンソーシアム。チャンネル37の容量の半分をDVB-H規格による放送に使用。期間は2005年9月15日から9カ月間。
- ▽ TPS (衛星放送) が主導するコンソーシアム。チャンネル37の残り半分の容量を同じくDVB-Hによる放送に使用。期間も同じ。
- ▽ カナル・プリュスが主導するコンソーシアム。チャンネル29で、上記2コンソーシアムと同じ容量を、同じくDVB-Hによる放送に使用。期間も同じ。
- ▽ TF1とVDL (デジタル・テレビ・ラジオ放送) により構成されるコンソーシアム。VHFチャンネルをT-DMB規格による放送に使用。期間は2005年10月から6カ月間。

以上のコンソーシアムは、既にCSAと交わした協約内のラジオ又はテレビの番組を放送することが許可され、試験の進捗状況について四半期毎にCSAに報告することとされている。